

令和5年1月6日

(書面開催)

令和4年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 案件表

【個人情報業務案件】

(諮問)

第4号 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定等について

東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定等について

4 東 広 総 総 第 515 号

令 和 5 年 1 月 6 日

東京都後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審議会会長 様

東京都後期高齢者医療広域連合長

山崎 孝明

令和4年度諮問第4号

東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第2条に基づき下記の事項について諮問します。

記

- 1 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定等について

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 情報公開条例に係る次に掲げる事項

- イ 情報公開条例第18条第3項の規定による諮問に答申すること。
- ロ 情報公開条例第9条第2項及び第13条第2項の規定による報告を受けること。
- ハ 情報公開条例第21条の規定による要請を受けること。

(2) 個人情報保護条例に係る次に掲げる事項

- イ 個人情報保護条例第6条、第9条第1項第8号及び第2項ただし書、第13条第2項、第15条第3項第5号及び第6項ただし書、第16条第1項、第17条第2項及び第4項、第18条の2第7号並びに第29条第3項及び第5項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項に係る諮問及び個人情報保護条例第28条の規定による諮問に答申すること。
- ロ 個人情報保護条例第11条第3項、第13条第5項、第15条第5項、第16条第2項第1号及び第17条第3項の規定による報告を受けること。

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項に係る諮問に答申すること。

(4) 次に掲げる事項について、広域連合長の諮問に答申すること。

- イ 情報公開制度の運営に関する重要な事項
- ロ 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項
- ハ 特定個人情報の取扱いに関する重要な事項

2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営並びに特定個人情報の取扱いに関する重要な事項について、広域連合長に意見を述べることができる。

4 東 広 審 第 6 号

令 和 5 年 1 月 6 日

東京都後期高齢者医療広域連合長

山崎 孝明 様

東京都後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審議会会長

茶谷 達雄

令和4年度答申第4号

東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第2条に基づき下記の事項について答申します。

記

1 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定等について

可とする。

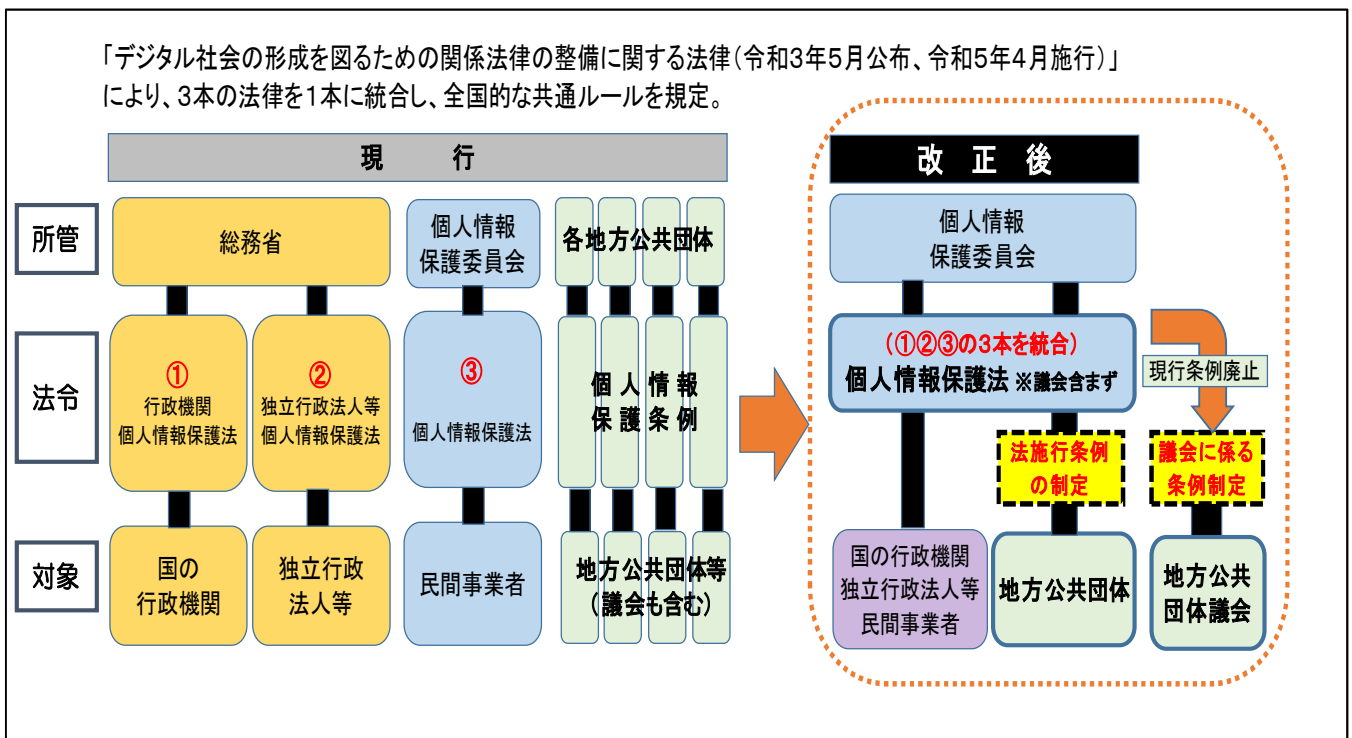
## 個人情報保護法施行条例等の整備について

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これまでの個人情報保護に関する3つの法律が、「個人情報保護法」の1つに統合し改正された。  
(令和3年5月公布、令和5年4月1日施行)

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者および地方公共団体について、別々の法律や条例によって運用されていた個人情報の取り扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなる。

このことに伴い、広域連合の条例を以下のとおり整理する。

- (1) 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定  
(東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止) ……「別紙1」
- (2) 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例の改正  
……「別紙2」
- (3) 東京都後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の制定 ……「別紙3」



## 東京都後期高齢者医療広域連合 個人情報保護法施行条例の概要について

### 1 制定理由

政府は、地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡を是正し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することにより、

- ・全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正
  - ・全国一元の監督による国際的制度調和の確保による我が国の成長戦略への整合
- を図る目的から、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」の改正が行われた。

各地方公共団体の条例は、個人情報保護法により許容される範囲内において必要な事項を規定するものとされたため、現行の「東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を廃止し、新たに法施行に必要な事項を規定する「東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例」を制定する。

### 2 内容

#### (1) 開示請求に係る手数料

個人情報保護法では、各団体に委任している開示請求に係る手数料は、条例に規定するものとしている。

東京都後期高齢者医療広域連合では、現行条例どおり、手数料は無料とする。

※写しの作成及び送付に要する費用は、現行条例どおり、請求者の負担とする。

#### (2) 開示決定等の期限

個人情報保護法では、開示請求等の決定期限の基礎は 30 日以内とされており、短縮するもののみ許容されている。

東京都後期高齢者医療広域連合では、現行条例どおり、請求があった日の翌日から起算して 15 日以内とする。

### (3)訂正決定等の期限

個人情報保護法では、訂正請求等の決定期限の基礎は 30 日以内とされており、短縮するもののみ許容されている。

東京都後期高齢者医療広域連合では、現行条例どおり、請求があった日の翌日から起算して 20 日以内とする。

### (4)利用停止決定等の期限

個人情報保護法では、利用停止請求等の決定期限の基礎は 30 日以内とされており、短縮するもののみ許容されている。

東京都後期高齢者医療広域連合では、現行条例どおり、請求があった日の翌日から起算して 20 日以内とする。

### (5)個人情報の適正な取扱いの確保

個人情報保護法では、地方公共団体が、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができるとしている。

個人情報保護法改正後も東京都後期高齢者医療広域連合が個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴く必要があると考えられるため、現在設置している東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる旨規定する。

## 3 施行期日

令和5年4月1日に施行する。

## 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の概要について

### 1 改正理由

個人情報の保護に関する法律の改正により、次の事項が生じていることを受け、「東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例」の一部を改正する。

- ・改正法では、審議会は法制度を運用する立場になるため、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問するものとしており、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととされている。
- ・開示決定等に係る審査請求があったときは、行政不服審査法の規定で定める機関に諮問する必要があるとされている。
- ・個人情報保護法は、地方議会を規律の適用対象としていないことから、新たに議会独自で制定する東京都後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例にも審議会条例を適用する必要がある。

### 2 内容

- ・目的外利用と提供、オンライン結合、本人以外からの収集に係る例外的な取扱いについて、現行条例から削除する。
- ・開示決定等に係る審査請求があった際の個人情報の取扱い等について、諮問を受けた場合の審議会における調査権限等を明文化する。
- ・議会個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、不作為についての審査請求に関する事項及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項及び東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例第7条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を審議会の所掌事項に追加する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日に施行する。



## 東京都後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の概要について

### 1 制定理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」の改正が行われた。個人情報保護法第2条第11項第2号において議会は「地方公共団体の機関」から除外され、法が定める規律の適用対象とされていないため、東京都後期高齢者医療広域連合議会における個人情報の取扱いを定める「東京都後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例」を制定する。

### 2 内容

#### (1) 個人情報の取扱い

個人情報を適切に取り扱うため、主に次のような事項を定める。

- ア 個人情報を保有するに当たっての利用目的の制限
- イ 個人情報の不適正な利用の禁止、適正な取得
- ウ 保有個人情報の安全管理とそれに係る事態が生じた場合の通知
- エ 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用、提供制限

#### (2) 個人情報ファイル

議会が保有している個人情報ファイル等に関する帳簿の作成、公表について規定する。

#### (3) 開示請求に係る手数料

個人情報保護法では、開示請求等に係る手数料を請求できると規定されているが、東京都後期高齢者医療広域連合議会では、現行条例どおり手数料は無料とする。

#### (4) 開示決定等の期限

個人情報保護法では、開示請求等の決定期限の基礎は30日以内とされており、短縮するもののみ許容されている。

東京都後期高齢者医療広域連合議会では、現行条例どおり、請求があった日の翌日から起算して15日以内とする。

#### (5) 訂正決定等の期限

個人情報保護法では、訂正請求等の決定期限の基礎は30日以内とされており、短縮するもののみ許容されている。

東京都後期高齢者医療広域連合議会では、現行条例どおり、請求があった日の翌日から起算して20日以内とする。

#### (6) 利用停止決定等の期限

個人情報保護法では、利用停止請求等の決定期限の基礎は30日以内とされており、短縮するもののみ許容されている。

東京都後期高齢者医療広域連合議会では、現行条例どおり、請求があった日の翌日から起算して20日以内とする。

#### (7) 情報公開・個人情報保護審議会への諮問

開示決定、訂正決定、利用停止決定又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、現行条例どおり、東京都後期高齢者医療広域連合が設置する東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならないこととする。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることとする。

#### (8) 罰則

正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供したり、職務の用以外に供する目的により個人情報を収集したり職員、及び不正な手段により保有個人情報開示決定を受けた者に対する罰則を現行条例どおり規定する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日に施行する。